

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年4月1日作成)

法令名	特定農産加工業経営改善臨時措置法
根拠条項	第4条第1項
許認可等の種類	経営改善措置に関する計画の変更の承認
法令の定め	第4条 前条第1項又は第2項の承認を受けた者（以下「承認特定農産加工業者等」という。）は、当該承認に係る計画を変更しようとするときは、都道府県知事の承認を受けなければならない。
審査基準	「特定農産加工業経営改善臨時措置法施行事務実施要領」のとおり
標準処理期間	<p>総期間 20日【30日】（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 ー日【10日】（ー【（総合）振興局】）</p> <p>協議機関 ー日【ー日】（ー【ー】）</p> <p>処分機関 20日【20日】（（総合）振興局【本庁】）</p> <p>※2以上の総合振興局及び振興局所管区域にわたるものは【 】を適用</p>
処分担当課	各総合振興局及び振興局産業振興部農務課
申請先	各総合振興局及び振興局産業振興部農務課
問い合わせ先	各総合振興局及び振興局産業振興部農務課
備考	<p>（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/kikaku/gyousei_tetsuzuku.htm）</p> <p>・2以上の総合振興局及び振興局所管区域にわたるものの処分の担当は、農政部食の安全推進局食品政策課</p> <p>（電話番号：011-231-4111（内線 27-685））</p>